

# 宇和島市学生寮設置条例施行規則

令和7年10月31日

教委規則第9号

## (趣旨)

第1条 この規則は、宇和島市学生寮設置条例（令和7年条例第42号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、宇和島市学生寮（以下「学生寮」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (業務)

第2条 学生寮における業務は、次のとおりとする。

- (1) 入寮者の宿泊、食事その他日常生活の管理に関すること
- (2) 条例第8条に定める寮費等の徴収に関すること
- (3) 施設の安全管理及び衛生管理に関すること
- (4) その他宇和島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項に関すること

## (収容定員)

第3条 学生寮の収容定員は、84人とする。

## (閉寮期間)

第4条 次の各号に掲げる期間は、学生寮の閉寮期間とする。

- (1) 8月10日から8月16日まで
- (2) 12月28日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めたときは、臨時に閉寮することができる。

## (入寮者の募集)

第5条 学生寮に入寮させる者は、自宅が遠距離にある者のうち教育委員会が別に定める基準に該当するものを対象として公募する。

2 前項の公募の日時及び方法は、教育委員会が別に定める。

## (入寮申請等)

第6条 学生寮に入寮しようとする者（以下「申請者」という。）は、前条第2項により定められた日時までに、入寮（期間延長）許可申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添えて、教育委員会に申請するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請を受けたときは、入寮の可否を審査し、その結果を入寮（期間延長）可否決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 入寮許可期間は、3年を限度とする。ただし、教育委員会が特別の事情があると認める

ときは、1年に限り延長することができる。

- 4 入寮者は、前項ただし書の規定により入寮許可期間を延長しようとするときは、速やかに入寮（期間延長）申請書により、教育委員会に申請するものとする。
- 5 教育委員会は、前項の申請を受けたときは、期間延長の可否を審査し、その結果を入寮（期間延長）可否決定通知書（様式第3号）により、入寮者に通知するものとする。
- 6 保護者及び連帯保証人は、入寮者に関する一切の責任を負わなければならない。
- 7 申請者は、第1項の規定による入寮許可申請書の提出後又は第2項の規定による入寮許可決定通知書の受領後に、志望校の変更その他の事由により、条例第4条に規定する入寮資格を満たさなくなったとき又は入寮を辞退しようとするときは、入寮辞退申出書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 8 申請者は、教育委員会が指定する期日までに、入寮届（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

（住所・氏名等の変更）

第7条 入寮者は、入寮許可申請書及び誓約書に記載した事項に変更があったときは、速やかに住所・氏名等変更届（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 保護者又は連帯保証人に変更があったときは、変更後の保護者又は連帯保証人をもつて、新たに誓約書を提出しなければならない。

（入寮許可の取消し及び退寮の命令）

第8条 条例第9条に規定する入寮許可の取消し及び退去の命令は、入寮許可取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 入寮者は、前項の通知を受けたときは、当該通知において指定された退寮期限までに退寮しなければならない。

（退寮）

第9条 入寮者が退寮しようとするときは、退寮予定日の2週間前までに、教育委員会に退寮届（様式第8号）を提出しなければならない。

（寮費等）

第10条 条例第8条第1項から第3項までに規定する寮費等は、次の各号に掲げる費用の区分ごとに当該各号に定める額とする。

- (1) 寮費 条例第8条第1項に定める額（同項ただし書に該当する場合にあっては、入寮の日数に1,000円を乗じて得た額）
- (2) 居室に係る水道料 条例第8条第2項に定める額（同項ただし書に該当する場合にあっては、入寮の日数に70円を乗じて得た額）
- (3) 寮において提供される食事にかかる費用 提供を希望した朝食の食数及び夕食の

食数にそれぞれ教育委員会が定める単価を乗じて得た額

(4) 使用する居室に係る電気料 使用量に応じた実費相当額

2 条例第8条第1項の在寮日数は、入寮月にあっては入寮日から末日まで、退寮月にあっては初日から退寮日までの日数とする。

3 条例第8条第2項の在寮日数は、1日のうち一部又は全部の時間帯について在寮した日数とする。

4 第1項の寮費等は、毎月、教育委員会の指定する日に、入寮者が指定する口座から振替処理を行う。

5 前項に規定する日に振替が不能であった場合は、教育委員会の指定する方法により納付するものとする。

(過誤納金等の取扱い)

第11条 教育委員会は、前条の規定により納付された寮費等に過誤があるときは、遅滞なく還付又は追徴するものとする。

(入寮者の義務)

第12条 入寮者は、別に定める寮則を遵守し、円滑な寮生活の運営に努めなければならない。

2 入寮者は、教育委員会が学生寮内の秩序の保持のため必要な指示をしたときは、その指示を誠実に遵守しなければならない。

(入寮者の外泊等)

第13条 入寮者が外泊しようとするときは、事前に教育委員会に外泊等届（様式第9号）を提出しなければならない。この場合において、外泊の理由は、教育課程上必要と認められる活動及び在学校の課外活動並びに帰省その他教育委員会が適切であると認めるものに限る。

2 入寮生が、時間外（門限以降、翌日の朝の点呼までの間をいう。）において、やむを得ない事由により外出しようとするときは、外泊等届を提出しなければならない。ただし、緊急の場合にあっては、事後の提出でも差し支えないものとする。

3 入寮生が、部活動、通塾その他のやむを得ない事由により、門限までに帰寮できない場合は、外泊等届を提出しなければならない。

4 教育委員会は、前3項の規定により外泊等届を受領したときは、必要に応じて、外泊、時間外の外出若しくは帰寮遅延の理由を証する書類又は所属校の教職員若しくは保護者への連絡により、その理由が適切であることを確認するものとする。

(面会等)

第14条 入寮者は、来訪者があるときは、来訪者届（様式第10号）により、事前に届け出な

ければならない。

(運営協議会)

第15条 教育委員会は、学生寮の円滑な管理及び運営のため、運営協議会を設置することができる。

2 運営協議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 各高等学校の校長又は校長が指名する者
- (2) 和靈公民館長
- (3) 教育委員会の職員
- (4) 入寮生の代表者
- (5) その他必要と認める者

3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営協議会には、会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

5 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐する。

6 運営協議会は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、学生寮の円滑な運営を図るため必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 入寮許可の申請その他の学生寮を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

様式第1号（第6条関係）

入寮（期間延長）許可申請書

年　　月　　日

宇和島市教育委員会 教育長 様

（申請者）

生徒氏名

保護者氏名

学生寮の  入寮  入寮期間延長 の許可を受けたいので、宇和島市学生寮設置条例第5条第1項及び同条例施行規則第6条  第1項  第4項 の規定により、次とおり申請します。

生 徒	氏 名	ふりがな		性別	男・女	
	住 所	〒				
	生年月日	年　　月　　日				
	在学又は入学する学校名	高等学校		科	学年	年
保 護 者	氏 名	ふりがな				
	住 所	〒				
	生徒との続柄					
	電話番号		入寮者との関係			
連 帶 保 証 人	氏 名	ふりがな				
	住 所	〒				
	生徒との続柄					
	電話番号		入寮者との関係			
入寮（延長）期間		年　　月　　日　　から	年　　月　　日　　まで			

（注）・連帯保証人は保護者と別世帯の者を指定してください。

- ・入寮期間は、入寮年度の4月1日から卒業年度の3月31日までの間で、入寮を希望する期間です。
- ・延長期間は1年を上限として、教育委員会が相当と認める期間です。

## 誓 約 書

宇和島市教育委員会 教育長 様

- 私は、宇和島市学生寮設置条例及び同条例施行規則並びに寮則について確認しました。
- 入寮の上は、校則及び寮則を守り、寮における指導及び指示に従って秩序ある寮生活を送ることに努めます。
- 諸規則等に違反した場合又は学校もしくは寮の指導等に従わなかった場合は、いかなる処置を受けても異議はありません。
- 保護者と連帯保証人は、入寮者の監護、寮費等の納付その他の責務を誠実に履行し、入寮者が宇和島市に損害を与える行為を行った場合は、その賠償責任を負うことを誓約します。

年 月 日

入寮者	氏名 (自署)	
保護者	氏名 (自署)	
連帯保証人	氏名 (自署)	

(注) 連帯保証人は保護者と別世帯の者を指定してください。

様式第3号（第6条関係）

入寮（期間延長）可否決定通知書

年　　月　　日

様

（保護者　　様）

宇和島市教育委員会 教育長 印

年　　月　　日付けで申請のあった〔 入寮  入寮期間延長〕について、次のとおり決定したので、宇和島市学生寮設置条例施行規則第6条〔 第2項  第5項〕の規定により通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 許可	入寮対象者	
		入寮（延長）期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
		条　　件	(1) 志望校の入学試験で合格に至らなかった場合その他入寮資格を欠くに至った場合は、許可を取り消します。 (2) 入寮対象者のみ入寮を許可するものであり、それ以外の者を同居又は宿泊させることはできません。 (3) 入寮の権利を他人に譲渡し、又は施設を転貸することはできません。
	<input type="checkbox"/> 不許可	理　　由	

様式第4号（第6条関係）

入寮辞退申出書

年 月 日

宇和島市教育委員会 教育長様

(申請者)

生徒氏名

保護者氏名

宇和島市学生寮設置条例施行規則第6条第7項の規定により、次のとおり入寮辞退を申し出ます。

生 徒	氏 名	ふりがな	性別	男・女		
	住 所	〒				
	生年月日	年 月 日				
	在学又は入学する学校名	高等学校		科	学年	年
保 護 者	氏 名	ふりがな				
	住 所	〒				
	生徒との続柄					
辞退の事由		<input type="checkbox"/> 志望校の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）				

様式第5号（第6条関係）

入寮届

年 月 日

宇和島市教育委員会 教育長様

入寮者氏名

保護者氏名

宇和島市学生寮設置条例施行規則第6条第8項の規定により、宇和島市学生寮への入寮予定日を、次のとおりお届けします。

学 校 名	学 年	年
入寮者氏名		
入寮予定日	年	月 日
特記事項		

(注)「特記事項」には、入寮前の荷物の送付予定など、入寮に際して事前に申し出ておくべき事項がある場合に記入してください。

様式第6号（第7条関係）

住所・氏名等変更届

年 月 日

宇和島市教育委員会 教育長 様

入寮者氏名

保護者氏名

次のとおり  入寮者  保護者  連帯保証人  緊急連絡先 ] について  
変更がありましたので、宇和島市学生寮設置条例施行規則第7条第1項によりお届  
けします。

変更事項		<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 電話番号
変更内容	変更前			
	変更後			
変更日		年 月 日		
変更事由				

様式第7号（第8条関係）

入寮許可取消通知書

年 月 日

様  
(保護者 様)

宇和島市教育委員会 教育長 印

宇和島市学生寮設置条例第9条の規定により入寮許可の取消し（退寮命令）を決定したので、同条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり通知します。

取 消 日	年 月 日
取 消 事 由	<input type="checkbox"/> 入寮資格がなくなったため <input type="checkbox"/> 成績不良により原級留置となったため <input type="checkbox"/> 虚偽の申請により許可を受けたことが判明したため <input type="checkbox"/> 寮費等を3か月以上納付していないため <input type="checkbox"/> その他の理由（ ）
退 寮 期 限	年 月 日

様式第8号（第9条関係）

退寮届

年 月 日

宇和島市教育委員会 教育長様

入寮者氏名

保護者氏名

宇和島市学生寮設置条例第7条及び同条例施行規則第9条の規定により、退寮日を次とおりお届けします。

学校名	学年	年
入寮者氏名		
退寮日	年	月 日
退寮の事由	<input type="checkbox"/> 卒業のため <input type="checkbox"/> その他（ ）	

（注）退寮日の2週間前までに届出してください。

様式第9号 (第13条関係)

外泊等届

年 月 日

宇和島市教育委員会 教育長 様

入寮者氏名

(部屋番号 )

宇和島市学生寮設置条例施行規則第13条 第1項 第2項 第3項 の規定により、外泊 時間外の外出 帰寮遅延 について、次のとおり届け出ます。

期 間		年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで
理 由			
外泊先 又 は 外出先	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	電 話 番 号		

(注)

- ・外泊又は帰寮遅延については、事前に提出してください。
- ・時間外の外出は、緊急時などやむを得ない場合に限ります。事前の届出が困難な場合は、事後速やかに提出してください。

様式第 10 号 (第 14 条関係)

来 訪 者 届

部屋番号 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

( 年度)

入寮日時				退寮時刻		来 訪 者			確認欄
月	日	時	分	時	分	氏名	住所	続柄	

(注) 来訪日前に提出してください。